

第2回保育の利用調整基準見直し部会の検討状況(概要版)

資料3 - 2

保育の利用・調整基準の見直しに係る課題	現行区基準	検討状況	方向性
第3子以降の保育の優先利用について	一律加点	<ul style="list-style-type: none"> ・兄弟姉妹加算を廃止した場合の影響があまりにも大きいため、1年の議論で結論までたどり着くことができない。 ・現状どおりとしていく方向であるが、この加算ポイントのあり方については、必要に応じて審議していく必要がある。 	見直しは行わないが継続審議
育児短時間勤務等に関すること	ケースによる	<ul style="list-style-type: none"> ・労働政策の観点からも、区として育児休業・育児短時間勤務等、使える労働施策はできるだけ使ってもらえるような基準が必要であり、使いやすい基準であることが必要。 	見直しに含みを持たせ継続審議
保護者のいずれかが未成年である場合の優先利用について	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が未成年の場合で養育困難な家庭については、未就労や不安定な就労、学業中であるケースも多く、児童福祉の観点からも優先利用の対象とする。 	見直し対象
同一指数世帯の優先順位について	同一指数世帯の優先順位(3段階)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設に位置づけられた施設であり、児童福祉的な観点から保育を行う施設である。福祉政策的な考えからも、同一指数世帯での優先順位については、現行のとおりとする。 	見直しは行わない
配偶者及び同居祖父母の疾病等により介護が必要な場合の優先利用について	あり(加点)	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆるダブルケアについては、当初は緊急保育や一時保育で対応する。その上で、現状どおり個々のケースで判断し、緊急保育での対応を優先するとともに、延長を繰り返すケースなどについては、通常の有償受託よりも高い加算とする。 	見直し対象
保育所近隣に居住する住民の保育所への入園に関する優先利用について	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・また、近隣の範囲をどの程度にするのかといった非常に困難な課題もあるため継続審議とする。 	見直しは行わないが継続審議
保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・優先利用の項目として設定するのであれば、現状は保育士の供給不足の局面なので、来年の9月に時限的に導入し、待機児童数の状況に応じて随時見直しをしてはどうか。恒久的な優先利用ではなく、時限的な優先利用の方向性が望まれる。 	見直し対象 優先利用の方策については継続審議
早生まれの子どもへの対応について	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・生まれる時期により入園選考の機会が不平等になっている現状があり、こうしたことについては、例えばポイントの加点等の配慮が必要。こうした配慮について継続審議が必要。 	継続審議